

自分らしく暮らすために



現在、市内の65歳以上の高齢者は約2万9,300人。多くの人は健康で自立した生活を送っていますが、支援を必要とする人もいます。皆さんが住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けていくために、市が行っているさまざまなサービスを紹介します。

生き生きと暮らせるように

高齢者への各種サービス

市では、高齢者を対象に、次のサービスを行っています。ぜひ活用してください。

認知症かも？ 不安になったら

もの忘れ相談(予約制)

認知症かもしれないと感じたら気軽に相談してください。

日時 9月12日(水)、10月9日(火)
午後1時30分から(1組当たり45分)

会場 福祉部相談室(市役所議会議棟1階)

内容 精神科医による個別相談、福祉サービスの情報提供

対象 物忘れが気になる人、認知症の不安がある人やその家族など

定員 各3人(先着順)

相談料 無料

申込方法 介護保険課(☎20・1545)へ

成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者を対象に、成年後見制度の申し立ての支援をします。

また、それに伴う必要な費用や後見人などの報酬の全部または一部を助成します。

SOSネットワーク

認知症などによる行方不明者を捜索するため、各種協力団体への一斉ファクシミリ通報や、防災行政無線で協力の呼び掛けを行います。

徘徊高齢者等早期発見ステッカー

認知症などによる行方不明者の早期発見や身元確認のため、行方不明の恐れがある65歳以上の高齢者の個人情報登録し、履物の爪先・かかとに貼るステッカーを交付します。利用料は無料です。

徘徊高齢者等位置探索サービス

徘徊する高齢者などの居場所を早期に発見できる、衛星回線(GPS)を利用した機器を貸し出します。

対象 介護保険法の認定を受けている人

基本料(1カ月当たり) 540円
位置情報提供料(1回当たり)

○電話照会: 216円

○インターネット照会: 月2回までは無料。それ以降は108円

現場急行料(1回当たり) 1万800円

暮らしを見守ります

独居高齢者の見守り支援

70歳以上の一人暮らしで、配食サービス、デイサービス、ホームヘルプサービスなどを週1回以上利用していない人に、2週間に1回、乳酸菌飲料を届ける、または毎日定時に自動音声による電話連絡を行い、孤独感の解消と安否確認をします。利用料は無料です。

独居高齢者ふれあい訪問等サービス

65歳以上で一人暮らしの人を対象に、地区の民生委員などが毎月1回訪問するなどして、安否確認をします。利用料は無料です。

あんしん見守りネットワーク

市・地域協力員・協力事業者などが連携して、高齢者の異変を発見した場合に迅速に対応します。

配食サービス

自分で調理することが困難な人

に、栄養のバランスが取れた食事を届け、安否確認をします(1月1日～3日を除く毎日の昼食)。

対象 週3日以上利用する、おおよね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯(日中高齢者のみとなる世帯を含む)

利用料(1食当たり) 300円

緊急通報装置

自宅での急病や事故の際、ボタンを押すだけで、近所への連絡や救急車の手配などが行われます。

対象 65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯(日中高齢者のみとなる世帯を含む)

利用料(1カ月当たり) 前年の市民税所得割が非課税の世帯は無料。課税世帯は1,080円(オプションで安否確認センサーを設置する場合は1,242円)



緊急通報装置とペンダント型送信機

手当や助成

福祉手当

在宅で65歳以上の寝たきりまたは重度の認知症の人を対象に手当を支給します。

①②は併給できません。また、高齢者の市民税所得割額が16万円以上の場合、対象なりません。

①ねたきり高齢者福祉手当

対象 寝たきりで日常生活に介助を要する状態が6カ月以上続いている人

支給額 月額1万3,000円

②重度認知症高齢者介護手当

対象 重度の認知症により日常生活を営むために常時介護を要する状態が6カ月以上続いている人の介護者

支給額 月額1万3,000円

③高齢者及び障害者介護者手当

対象 ①または②の対象者で3年以上市内に居住し、家族などによる介護を受けている人

支給額 月額1万2,000円

福祉電話の貸与

近隣に扶養義務者のいない一人暮らしや高齢者世帯の安否確認などのために福祉電話を貸し出します。

対象 近隣に扶養義務者のいない65歳以上の高齢者で、前年の市

民税所得割が非課税の世帯
住宅改造費の助成

住宅改造費は、限度額(20万円)の範囲内で、費用の7割が介護保険から支給されます。それを上回る部分は市の福祉サービスとして助成を受けることができます。

改修の計画段階で相談してください。助成限度額は、前年の市民税所得割が非課税の世帯は50万円、課税世帯は26万6,000円(助成率は助成対象となる工事額の3分の2)です。

はり・きゅう・マッサージ施設利用の助成

市に登録している、はり・きゅう・マッサージ施設での施術料金を助成する券を発行しています。対象 市内在住で市税を完納している昭和35年3月までに生まれた人

助成額 1枚1,000円分(1

カ月当たり2枚を交付、1回の施術で1枚まで利用可)

利用方法 はり・きゅう・マッサージ施設で施術を受けるときに券を渡す

そのほかのサービス

移送サービス

医療機関や福祉施設への通院・通所、公的機関・銀行・郵便局へ

の移動に利用できます。利用するには登録が必要です。

対象 在宅で一人での外出が困難な人で、介護認定を受けた人または障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などを持っている人

登録料 2,400円(4～9月に申し込んだ人)、1,200円(10～3月に申し込んだ人)

利用料

○市内:500円
○富里市、酒々井町、栄町、印西市、芝山町、香取市、佐倉市、八街市、神崎町、多古町:700円(成田市から車両走行距離が2キロメートル以内の場合は500円)

○そのほか(利用者の自宅から目的地まで30キロメートル以内) :1,500円

成田市オンデマンド交通

市内在住の70歳以上で、介助なしで車両の乗り降りができる人を対象とした乗合型の交通機関を運行しています。自宅から歩いて行ける範囲に乗降場を設け、目的地の乗降場まで運行します。利用するには事前に登録が必要です。

運行日時 月々金曜日(祝日・年末年始を除く)午前7時30分～

午後5時30分
料金(1人1回当たり) 500円

利用方法 利用する日の7日前から乗車を希望する30分前までにオンデマンド交通専用ダイヤル(☎24・0080)で申し込む

住宅用火災報知器の設置

対象 65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で、取り付ける住宅の所有者、または所有者の承諾を受けた人

設置料 無料(市民税所得割課税世帯は2,700円)

紙おむつの給付

在宅で紙おむつを使用している寝たきりまたは認知症などの人(おおむね65歳以上)に紙おむつを無料で宅配します。

寝具乾燥サービス

寝具を自然乾燥させることが困難なおおむね65歳以上の一人暮らしの人などを対象に、専門業者が自宅を訪問し、寝具の乾燥を無料でを行います(利用は月1回まで)。

※くわしくは高齢者福祉課(☎20・1537)へ。もの忘れ相談については介護保険課(☎20・1545)、独居高齢者ふれあい訪問等サービスについては社会福祉協議会(☎27・7755)、移送サービスについてはボランティアセンター(☎27・8010)へ。